

FRBR における「著作」概念の特徴と NCR 改訂の方向性

和中 幹雄

1. はじめに

FRBR を基礎とした目録規則 RDA の登場に呼応して、日本目録規則 (NCR) の抜本的な改訂の動きが出てきている¹⁾。日本図書館協会目録委員会は、抜本の見直しによる改訂に向けた最初の取り組みとして意見募集を開始しているが、目録委員会の現時点での改訂方針を示した『『日本目録規則』の改訂に向けて』²⁾によると、従来の目録からの継続性を保ちつつも、FRBR モデルに基づくことを前提としている。一方、日本の図書館目録や JAPAN/MARC の FRBR 化に向けた取り組みがいくつか見られるが、それらはすべて、FRBR で言う「著作」に関わる研究である³⁾。

FRBR を基礎とした目録規則改訂や現行の日本の図書館目録の FRBR 化においては、AACR2 とは異なって、NCR1987 年版では重要な用語としては使用されていない「著作」という用語の理解が最も重要なキイになると考えられる⁴⁾。このような観点から、FRBR が提示している「著作」概念の特徴を考えてみたい⁵⁾。

2. 「共通性」としての実体定義

FRBR における「著作」(work) の直接的な定義は、「個別の知的・芸術的創造」(a distinct intellectual or artistic creation) (下線は引用者。以下同じ。)である。そしてそれは、人が著作として指示できる単一の物的対象は存在しない「抽象的な実体」である。この抽象的な実体をどのように識別するかと言うと、「われわれが著作を認識するのは、個々の実現すなわち著作の表現形を通してである」が、著作自体は「個々の表現形や体現形に収録された著作物として客観的に存在する」と捉えるのではなく、「さまざまな表現形の間での内容の共通性としてのみ存在する」と捉えるのである。つまり、複数の文献のなかで実現している内容の共通性を認識 (識別) することにより、著作は認識 (識別) されるのである。

それでは、「表現形」とはなにか。

表現形 (expression) は、著作が実現されるごとに生じる「特定の知的・芸術的形式」(the specific intellectual or artistic form) と概念的に定義されている。「たとえば、表現形には、テキスト形式で著作の実現から生まれる特定の語、文、パラグラフ等や、音楽著作の実現から生まれる特定の音符やフレーズ等が含まれる」とされているが、「表現形の範囲を定義する場合には、それ自体が著作の知的・芸術的实现にとって必須ではない書体やページのレイアウトのような物理的形式の側面は除外している」とされる。例えば、単行本を、

その表現形式も含めてそのまま文庫本化する場合、単行本と文庫本という物理的形式の側面は除外されて、両者は共通の著作・表現形を構成することになる。このように、物理的形式の側面を除外した「表現形」もまた、著作が実現されるごとに生じる特定の知的・芸術的形式の「共通性」として存在していると言えるのである。

「著作の表現形の物理的な具体化」(the physical embodiment of an expression of a work) と定義される「体现形」(manifestation) についても同様のことを指摘することができる。

著作が実現されるときに生まれる著作の表現形は、紙、録音テープ、ビデオ・テープ、画布、石膏等の媒体上で物理的に具体化される場合、著者手稿、口述歴史文書のために記録したテープ、油絵の原画等、著作の体现形から生み出される物理的例示が一つしかない場合がある。しかし、多くの出版物の場合には、広範な普及や頒布を促すために製作された多数のコピーが存在する。このような場合には、「同一セットを構成するすべての製作コピーは同一体现形のコピーであるとみなす。ある体现形と他の体现形との間の境界線は、知的内容および物理的形式の双方に基づき引かれる。製作過程で物理的形式が変更される場合には、その製作物は新しい体现形であるとみなす」とされている。すなわち、複数の製作コピーに含まれる知的内容および物理的形式双方の「共通性」において体现形が存在しているのである。

3. 操作主義の有効性

「個別の知的・芸術的創造」であり、「抽象的な実体」であり、「さまざまな表現形の間での内容の共通性としてのみ存在する」という FRBR における「著作」概念を理解するには、一つの留意すべき点がある。それは、実体関連分析という操作主義的な手法を用いて、「著作」を「利用者の関心対象」として定義する一つの「実体」として捉えている点である。すなわち、第一義的には、図書館が所蔵する資料に具体的に収録されている著作物といった、客観的な対象として捉えるのではなく、利用者の(社会的)認識として捉えているのである⁶⁾。このことのもつ意味を、FRBR の概念モデル構築に大きな影響を与えているスヴェノニアス(Elaine Svenonius)によって考えてみたい⁷⁾。

スヴェノニアスは、FRBR に始まり RDA まで行き着く今回の新たな標準化の動きの直接的な出発点を、対象資料のもつ内容的側面を表わす「著作」(work) と物理的側面を表わす「図書」(book) を区分するルベツキイ(Seymour Lubetzky)の二分法の考え方に置いている。その上で、スヴェノニアスは次のように述べる。「知的・芸術的創造、すなわち、実体のない情報内容から構成される観念的な客体としての著作概念は、直感的には満足すべきものである。しかしながら、ある文献がどのような著作を表しているかをどのようにして決定するかという問題に実際に直面する場合には、その概念は満足すべきものでなくなる」と。そして、「実践的なコンテキストにおいては、著作についての操作的な定義が有効

になる。というのは、集合の構成要素を明記してゆくことにより、問題を再構成することができるようになるからである。二つの文献が同一著作の集合に属するほどに十分に似たのはいつか。この問いにいったん答えられるならば、抽象的な情報組織化は、一連の実行可能な操作に翻訳できるのである」と述べている。

FRBR における「著作」概念の特徴は、まさにここに明確に言い表わされていると考える。FRBR における「著作」(work) の直接的な定義は「個別の知的・芸術的創造」(a distinct intellectual or artistic creation) である。これは概念的な定義 (conceptual definition) である。しかし個別の知的・芸術的創造は抽象的な実体であり、人が著作として指示できる単一の物的対象は存在しない。ではどのようにして著作を把握することができるか。「われわれが著作を認識するのは、個々の実現すなわち著作の表現形を通してであるが、著作自体はさまざまな表現形の間での内容の共通性としてのみ存在する」としているように、著作を把握するには、この「共通性」の抽出という操作が必要なのである。この点で、これは操作 (主義) 的な定義 (operational definition) と言える。

スヴェノニアスは言う。

「操作的に言えば、著作とは各文献が本質的に同一の情報を体現しているか本質的に同一の知的・芸術的内容を共有している文献の集合またはファミリーである。著作の集合を作るのは情報組織化の原型的な行為である。それは同一の情報を含むすべての文献を一箇所に集める行為であり、新たな文献をそれぞれ一つのデータベースに体系的に統合する行為であり、単純なファインディング・リストを洗練された書誌的ツールに変容させる行為である。」

つまり、著作の識別は、文献の集合を形成するという、まさに書誌コントロールあるいは典拠コントロールという「操作」によってのみ可能であることを述べているのである。

著作の識別の目的について彼女は次のように述べている。

「データベースを構築する際に、著作という集合は、書誌的実体の表示 (ディスプレイ) を組織し、関連する書誌的実体をリンクするノードを提供するという、二つの重要な機能を果たすために使用される。これらの機能は、各文献に、その著作識別子を付与することによって達成される。その著作 ID はその時ファイリング・キイとして使用される。ある文献を特定の著作の代表として識別することは、同一情報をもつ文献を一緒に表示することを保証する一つの方法である。著作 ID はまた、一つの文献に体現されている著作を関連著作にリンクする参照ノードとしての役割も果たす」と。

そして、著作に関わる目録規則の根拠とも言える点については次のように表現している。

「著作を操作的に定義することは、同一の著作集合に含まれるためには、二つの文献がどのようなものを共通にもたなければならないかを明記することに等しい。二つの文献が同一の著作集合に含まれるかどうかは、常に文献自体にある形式的な印から推測できるとは限らない。前に見たように、その著者名が外形的に異なっている (例えば、Samuel Clemens と Mark Twain) ため、あるいは異なったタイトルを持っている (例えば、

Emerson's American Scholar は、An Oration Delivered before the Phi Beta Kappa Society, at Cambridge, August 31, 1837 としても知られている) ため、二つの文献は同一の著作集合に含まれるのであるが、文献上はそのようには現れない場合がある。」

著作集合を形成するにはルールが必要である。この点について FRBR は次のように述べている。

「著作という観念が抽象的であるため、その実体の正確な境界線を定義することは困難である。著作を構成するものは何か、ある著作と他の著作の境界をどこに置けばよいかについての考え方は、事実上、文化の違いによって異なり得る。その結果、さまざまな文化や国民的集団によって確立された書誌的な慣習は、ある著作と他の著作の境界線を決定するのに用いる基準について異なることがある。」

にもかかわらず、FRBR における著作集合形成の操作手順は、AACR2 の第 21 章などを基礎としていくつかを規定している。

例えば、次のような規定である。

本研究では、改訂や更新を以前のテキストに組み入れた異なるテキスト (variant texts) は、単に同一著作の異なる表現形とみなす (すなわち、異なるテキストを異なる著作とはみなさない)。同様に、現在のテキストの縮約版や増補版あるいは部編の追加や楽曲への伴奏の付加は、同一著作の異なる表現形とみなす。他の言語への翻訳、編曲、映画の吹き替え版や字幕版もまた、単に同一原著作の異なる表現形とみなす。

対照的に、著作の修正が独立した知的・芸術的活動に大きく関与している場合には、本研究では、その成果を新しい著作とみなす。このように、パラフレーズ (paraphrases)、書き直し (rewritings)、児童向け翻案 (adaptations for children)、パロディー (parodies)、主題による変奏曲 (musical variations on a theme) および楽曲のフリー・トランスクリプション (free transcriptions of a musical composition) は、新しい著作を表現しているとみなす。同様に、ある文学形式・芸術形式から他の形式への改作 (例: 戯曲化、静止画像 (graphic arts) の一技法 (medium) から他の技法への改作等) は、新しい著作を表現しているとみなす。抄録 (abstracts)、ダイジェスト (digests) および要約 (summaries) もまた新しい著作を表現しているとみなす。

4. 「著作単位」をめぐる議論

NCR1987 年版はパリ原則に従っていたか。半分は Yes で、半分は No と言える。というのは、著作の識別のための操作手順を十分に提供できていないからである。

NCR1987 年版が刊行される直前の 1986 年 9 月に、現在から振り返ってきわめて重要かつ興味深い論文が公表されている。それは、岩下康夫の「著作単位」「書誌単位」と「書

誌階層” —日本目録規則本版案批判試論」と題された論文である⁸⁾。筆者は1985年12月から目録委員会の委員となったが、この当時の目録委員会における議論を彷彿とさせるものがあり、今後のNCR改訂にも資する点があると考えるので、ここに紹介しておきたい。この論文は、現行の規則ではまったく使用されていない「著作単位」という用語に関わるものである。

NCR1987年版策定は、1983年8月に第19期目録委員会の委員長として丸山昭二郎が就任し、同年12月に、『図書館雑誌』に改訂方針を公表したときから始まると言ってよいであろう⁹⁾。その後、ISBDの検討などを行った後、1985年に入って、目録委員会は、目録研究者との意見交換を行いながら、次々と改訂案を公表していった。1985年3月の「本版案」、同年10月の「本版2次案」、「本版2次案修正」、1986年6月の「本版第3次案」がそれである。このなかで「本版2次案」には、現行の規則で影も形もなくなった次のような条項が存在した¹⁰⁾。

2.9.1.4 (物理単位と著作単位) 書誌的記録を作成する場合、資料の物理的な形態単位(物理単位)、または書誌的容器と無関係な著作単位をとることもできる。

15.1.5 (著作単位) 著作の同一性に基づく単位である。著作単位は、単行、集合、構成のいずれかの書誌単位を構成している。著作単位は、著者標目および(または)統一タイトルによって表現することが可能である。

前者は書誌的記録を作成する記述単位としての単位であり、後者は、「同一著作の諸版をグループ化した場合のそのまとまりを指し示す単位」である。

「著作単位」という用語は、「本版2次案」の段階では、このように二種類の異なった意味で用いられていた。ところが、1985年11月の「NCR本版案関西検討会」での指摘に応じてか、「本版2次案修正」では、集中された著作の諸版の意味でのみ序説で取り扱われるようになり¹¹⁾、「本版第3次案」では、序説において著者基本記入方式の長所を述べる箇所ですべてのように使用されるだけになった¹²⁾。

4) 基本記入方式

(略)

著者基本記入方式の長所としては、

- ① 基本記入と補助記入とを組み合わせることにより効率的に情報を提供することができる。
- ② 単一記入制の目録を編成する場合、記入を著作単位で集中することができる。等の諸点があげられている。

さらに 1987 年 9 月に刊行された「1987 年版」では、この箇所も次のように変更され、「著作単位」という用語は消えてしまうこととなる¹³⁾。

- ② 単一記入制の目録を編成する場合、目録記入を著者標目のもとに集中することができる等の諸点があげられている。

岩下氏はこのような変遷を追った上で、次のように、正鵠を得た指摘を行なっている¹⁴⁾。

これまで筆者は著作単位の意味の変質について疑問をさしはさんできたし、また、そうせざるを得なかった事情についても批判的にみてきた。更に、標目に関連した概念としての著作単位という用語の不当性についても触れてみた。

ところが 3 次案ではこうした問題を実に見事にスルーしている。すなわち「著作単位」というコトバそのものが、規則から完全に放棄されてしまっている。目録委は、このように問題をはらんだコトバを規則中に温存することによって生じる摩擦よりも、それを外科的に取り除いて事態の解決を計る^{引用ママ}方向をとったのであろうか。

筆者からすれば、今一番大切なことは、まず「著作単位」の意味を明確にし、その変質から消失までの過程をもう一度トレースしてみることである。また、「著作」についても明確な定義が欲しい。そして、それらを十分に踏まえた上で今一度「書誌単位」について語って欲しい。

NCR1987 年版では、このようにして「著作単位」という用語を消えたが、「著作」という用語は重要な用語として残っている。それは次の六種類の箇所である。

第一は、著者標目の選択基準を規定する 23.0 における、別法的な規定「23.1.1 著作への関与のしかたによる標目の選択」である。この規定は、基本記入方式における著者標目の選定基準に対応するものであり、「主な著作関与者」（著者、作曲者等）と「副次的な著作関与者」（編者、訳者等）と「その他の著作関与者」（特定資料の編さん委員会等）に分けている。

第二は、「単一記入制目録のための標目選定表」を示した標目付則 2 である。これは、「単一記入制目録のための標目を一つだけ指示するために用いる」ものであり、基本記入の標目選定基準そのものである。しかし、『日本全国書誌』を始め、一般的な図書館目録にほとんど適用されてこなかった。

第三は、「第 26 章 統一タイトル」である。「統一タイトルは、ある著作がさまざまなタイトルで刊行される場合、統一された著作名のもとに目録記入を目録中の一か所に集中するために用いる」ことを目的とする章であるが、章全体が任意規定となっていて、『日本全国書誌』を始め、一般的な図書館目録にほとんど適用されていない。付録 4 として収録さ

れている「無著者名古典・聖典統一標目表」は、図書館整理技術研究会編のリストを参考資料的に収録したもので、目録委員会編さんではない。

第四は、1.1.5 など、責任表示の規定である。

1.1.5.0 では「著作の識別上、責任表示はタイトルとともに重要な役割を果たすもので、著作の知的もしくは芸術的内容の創造、ないしは具現（演奏等を含む）に責任を有するか、寄与するところがある個人ないしは団体を、その識別・機能などに関連する語句とともに記録する。また、当該資料がその一部をなす、包括的な資料全体の知的ないしは芸術的内容等に責任を有するものの表示も、資料の識別上有用であるため記録することがある。」と規定している。

第五は、2.7.3.3 など、各章の「版および書誌的来歴に関する注記」において、「ある著作が最初に刊行されてから形を変えて各種の出版物や版として刊行されたり、または複製や翻訳などとして刊行されたりする場合、その一連の経緯・変遷」を記録することにより、著作の関連を識別する規定である。

第六は、件名標目や分類標目のなかの「著作名」に関する規定（例えば、24.1.0.1 ウ）著作名 特定の著作に関する研究資料（注釈書、評釈書、書誌、索引を含む）については、その対象となっている著作名を標目とする）である。

以上のように、NCR1987 年版における著作に関わる規定は、第一から第三及び第六は標目に関わる規定であり、第四と第五が記述に関わる規定である。

第四の責任表示の規定においては、「著作への関与のしかた、役割などを示す語句」（著、訳、編、作曲など）の記録を規定している。「同一の書誌レベルに属する、固有のタイトルから始まる一連の書誌的事項の集合」と定義される「書誌単位」には、著作の識別上、重要な役割を果たすタイトルに続いて、「著作の知的もしくは芸術的内容の創造、ないしは具現（演奏等を含む）に責任を有するか、寄与するところがある個人ないしは団体を、その識別・機能などに関連する語句とともに記録する」ことにより、著作の識別を可能とすることを目指したのである。

著作をどのように識別するかという点に関連して、岩下氏が先の論文で NCR1987 年版の特徴について興味深い指摘をしている。

筆者は、特に第 2 次案以降の本版化の推移の方向から、本版は、基本的に、図書館サイドと抄録・索引サービス側とで作成する書誌情報の整合及び相互乗入れを計^{引用ママ}るため——これ自体まことに結構なことだが——物理的（形態的）に 1 以上の図書館を対象としてこれまで展開されてきた図書館目録規則に、抄録・索引サービス側の論理と方法を持ち込んだものでなかろうかと考えている。¹⁵⁾

幾分話は飛躍するかもしれないが、とてつもない記憶量と多様なアプローチを併せ持つ

つコンピューターが、様々なレベルでの著作の切り出しと、このようにして切り出された著作のリンクを自由に行うことによって、著作本来の持つダイナミズムを保証・再現することができるのではないかと考えている。¹⁶⁾

「抄録・索引サービス側の論理と方法」とは、「書誌単位」(今流に言えば、メタデータ)からコンピューターにより自動的に著作「単位」を切り出すといったイメージを述べているのである。著作の機械的同定や JAPAN/MARC からの著作の抽出などの FRBR 化に関わる最近の研究は、まさにこれを実践していると言うことができる。

5. 目録規則と典拠データ

「書誌単位」からコンピューターにより著作「単位」を切り出すということは、FRBR 流に言えば、著作が実現されるごとに生じる特定の知的・芸術的形式の「共通性」を抽出することである。しかし、これは、機械的書誌同定(コンピューターによる「書誌単位」の同定)以上はかなり困難な試みである。スヴェノニアスも言うように、「同一の著作集合に含まれるのであるが、文献上はそのようには現れない場合」があるからである。ここに典拠データの役割が生まれる。「共通性」を示すデータとはまさに典拠データであり、NCR 本版 2 次案にあった「著作単位」とは、本来的に典拠データによって構成されるものであったと言える。

NCR1987 年版策定当時の目録委員長であった丸山昭二郎は、1982 年に、「著者と、著作と、目録法をめぐって：著作典拠システムへの提言」という小文で、この「著作単位」に関わる次のような提言を行なっている¹⁷⁾。

著作の容れものを対象にする書誌記述では、絶対零度のような絶対書誌レベルを定めることはできない。しかし、著作の場合には、ひとつずつの著作が絶対単位をなしているということができる。「著作は知的もしくは芸術的な 1 単位」であり、この単位をさらに分割することは可能だが、この場合それぞれの部分は著作の構成要素であっても、著作そのものと称することはできなくなるからである。

このように、「著作」について FRBR と同様の概念的定義を行なった上で、著作識別の操作を、「著作スケルトン」という用語で説明している。

目録記入を、かりに人体になぞらえてみると、統一標目と統一タイトルで構成した、目録記入の根底となる代表する部分は、言わば骨格(スケルトン)のようなものである。AACR2 の表現を借用すれば、著作が物として具体的に表現された(physical manifestation)目録対象(item)の記述は、骨格の上に肉づけされた筋肉とか皮膚にあ

たる。この骨格にあたる、著者標目と統一タイトルの結合（もしくは統一タイトルのみ）を今後便宜上著作スケルトンと呼ぶこととすると、このスケルトンなしで目録記入を作成することは可能である。参考文献リストとか、多くの簡略記入はその例であるが、このようなスケルトンなしの目録記入は、記入を大量に集積して排列してみると、排列順序に一貫性がなくなってしまっていて、その弱点を露呈することになる。

NCR1987年版から「著作単位」の用語が消え、さらに、著作の識別のための操作手順を十分に提供できなかったのは、典拠データについての規定を目録規則に組み込む準備ができなかったからである。FRBRを基礎とした目録規則改訂に取り組むためには、同じくIFLAから2009年に刊行された『典拠データの機能要件』¹⁸⁾や著作・表現形に関連するRDAの規定¹⁹⁾の検討が不可欠になると考える。しかし、それ以上に重要な点は、パリ原則から始まる国際目録原則の考え方を中心にある「著作」の識別が、社会的な情報流通や文化的な活動においていかに重要な役割を担うかについて、少なくとも図書館人の中での共通認識を得る努力をまず行うことにあるのかも知れない。

1) 『平成22年度第96回全国図書館大会奈良大会要綱』 p.189-198

2) 日本図書館協会目録委員会 『『日本目録規則』の改訂に向けて』 2010年9月17日 <http://www.jla.or.jp/mokuroku/20100917.pdf> (参照 2010-09-29)

3) 例えば、次のような研究が公表されている。

橋詰秋子「FRBRからみた日本の図書館目録における著作の傾向：慶應義塾大学OPACを例として」『Library and information science』 (58), 2007, p. 33-48.

谷口祥一「FRBR OPAC構築に向けた著作の機械的同定法の検証--JAPAN/MARC書誌レコードによる実験」『Library and information science』 (61), 2009, p. 119-151.

橋詰秋子「FRBRからみたJapan/MARCの特徴：「著作」を中心に」『日本図書館情報学会誌』 55(4) (通号180). 2009.12, p. 213-229.

谷口祥一, 上田修一, 横山幸雄, 鴫田拓哉, 向當麻衣子, 宮田洋輔「OPACのFRBR化を目指した人手による著作同定作業：FRBR研究会の取り組み」『2010年日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱 同志社大学(第2部会), 2010-5-29』 日本図書館情報学会, 2010, p. 75-78. <http://www.slis.keio.ac.jp/~ueda/paper/frbrjrlis2010s.pdf> (参照 2010-09-29)

4) RDAは、一見、AACR2のドラスティックな改訂のように思われるが、伝統的な英米目録法の延長線上にある。その序論(Introduction)において、「RDAは英米目録規則と注4-7で示す目録法の伝統によって確立された基盤の上に構築される」と述べ、注4-7には次の文献を記録している。

4 Charles A. Cutter, Rules for a Dictionary Catalog, 4th ed., rewritten (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1904).

5 International Conference on Cataloguing Principles, Report (London: International Federation of Library Associations, 1963), 91-96.

6 Seymour Lubetzky, Principles of Cataloging: Final Report: Phase I: Descriptive Cataloging (Los Angeles, Calif.: University of California, Institute of Library Research, 1969).

7 Antonio Panizzi, "Rules for the Compilation of the Catalogue," in *The Catalogue of Printed Books in the British Museum*, vol. 1 (London, 1841), [v]–ix.

一方、NCR1987年版とFRBRの考え方には大きな相違がある。その相違を十分に認識した上での改訂作業が望まれる。

5)FRBRからの引用は、すべて『書誌レコードの機能要件』日本図書館協会, 2004.3 (http://www.jla.or.jp/mokuroku/frbr_japanese.pdf) に依っている。煩雑を避けるために引用箇所の注は施していないが、大半は「3.2 各種の実体」から引用している。

6)パリ原則から始まる国際目録原則の考え方を中心にあるのは「著作」の識別を核としたものであると考える Smiraglia は、「書誌的な装置としての図書館目録へのアプローチは、17世紀の Bodleian Library at Oxford における Thomas Hyde の目録から 20 世紀末の目録まで、目録レコードの構造、基本記入標目の規則、カード目録排列規則において、認識論的にはプラグマティズムを反映したものであったが、1980 年以降、Tillett, Yee, Smiraglia, Leazer, Carlyle, Vellucci の研究では、経験主義 (empiricism) [論理実証主義] が反映されることになり、「著作」(the work) というプラグマティックな概念に対する経験主義の影響により、著作概念に注意を向けることが多くなってきた」と指摘している。(Smiraglia, Richard P. "The History of "The Work" in the Modern Catalog," *Cataloging & Classification Quarterly*, Vol. 35, Issue 3 & 4, March 2003, p. 553-567.) FRBR も認識論的にはこの延長線上にある。

7)スヴェノニアスからの引用は、下記の文献の p.35-36 からのものである。

Svenonius, Elaine. *The Intellectual Foundation of Information Organization*. Cambridge, Mass., MIT Press, 2000. xiv, 255 p.

8)岩下康夫「“著作単位”“書誌単位”と“書誌階層”：日本目録規則本版案批判試論」『図書館界』38(3), 1987. 9, p. 148-154.

9)丸山昭二郎「日本目録規則新版予備版の本版化について」『図書館雑誌』77(12), 1983. 12, p774-775.

10)『日本目録規則：本版第2次案』日本図書館協会, 1985.10, p. 70, p. 94-95.

11)この論文で言及されている「本版案」「本版2次案」「本版2次案修正」「本版第3次案」のうち、「本版2次案修正」を筆者はまだ確認できていない。

12)『日本目録規則：本版第3次案』日本図書館協会, 1986.6, p. 6.

13)『日本目録規則：1987年版』日本図書館協会, 1987.9, p. 4.

14)前掲 8), p. 153.

15)前掲 8), p. 148.

16)前掲 8), p. 151.

17)丸山昭二郎「著者と、著作と、目録法をめぐって：著作典拠システムへの提言」『書誌索引展望』第6巻第2号, 1982.5, p. 1-4.

18) IFLA Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records (FRANAR). *Functional Requirements for Authority Data: a Conceptual Model*. München, K.G. Sauer, 2009, 101 p.

19)著作・表現形に関連する RDA の規定とは、直接的にはセクション 2 (第 5 章-第 7 章)、セクション 5 (第 17 章) およびセクション 8 (第 24 章-第 26 章) を指しているが、検討は当然より広い範囲に及ぶであろう。

(わなか みきお 同志社大学)

(2010年10月13日 受理)